

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク  
第8期（平成25年度）第5回定例理事会議事録

- 1 日時：平成26年2月15日（土）19：30～20：55
- 2 場所：天拝小学童保育所
- 3 出席者理事 24名  
欠席者理事 4名（鬼木幸子理事、山川綾理事、岩下聖子理事、中嶋政子理事）

議事

1. 基本理念唱和
2. 理事長挨拶
3. 協議事項
  - ・平成26年度交流事業について …協議事項資料
  - ・平成26年度理事会委員会体制について …協議事項資料
4. 審議事項
  - 二日市北小学童 特別加配要望書提出について …資料（別途配付・回収）

**1. 基本理念唱和**

開会に先立ち、理事一同による基本理念の唱和が行われた。

**2. 理事長挨拶**

（横田理事長）より、「『来年度の交流事業、委員会体制について見直しの提案を行う。昨年の改革より専務理事を設置し事務局も強化されてきたので、理事委員会活動についても、執行部・事務局に集約したいと考える。慎重審議をお願いしたい』旨の挨拶がなされた。

議事に先立ち、定款第38条の規定により理事長が福田専務理事を議長指名し、福田専務理事が受諾した。

議長より発言する際の注意事項と、本理事会は理事24名中、出席理事20名で定足数を満たしており、定款第39条の規定により有効に成立する旨の報告がされた。

**3. 協議事項**

・平成26年度交流事業について

（高木副理事長）より「『12月理事会での委員会中間報告に基づいて、執行部で次年度の方向性を協議事項資料に掲載のとおり決定した。交流委員会は、次年度も学童単位を地域交流の活動も含めて継続の意向であるが、方向性としては次の2つあり、どちらの方向性にするかを理事会で協議決定したい。

- ①学童間交流に限らず、地域交流も交流事業の助成対象事業とし、事業実施単位は各学童とする。  
②交流事業を全体交流事業と位置付ける。』旨説明と提案がなされた。

(議長) より質問・意見がないか確認がなされたが特になく採決が取られた。

(高木副理事長) より『いずれにするか採決を取ったほうが良いか。』旨との確認がなされた。

採決の結果、

①の案について 21名の賛成 ②の案について 3名の賛成となり、次年度の交流事業は①とすることに決定した。

#### ・平成26年度理事会委員会体制について

(議長) より「協議事項資料をもとに『代表者会議』は司会と資料準備は専務理事と執行部対応で可能。「広報」については理事のみの委員会として協議すべき課題がないため、指導員と執行部・事務局による活動とし、委員会は必要ない。「交流委員会」は先ほどの協議により、交流委員会の提案通り、交流事業は委員会を組織しての活動ではなく、保護者会行事として位置づけ、その目的も「学童間交流」「地域行事等への参加」ということになった。また、特別委員会の人事管理委員会については、保護者側の立場からの意見も反映させることが出来るため、今後も必要と考えられることから、委員会として残す。したがって、理事会委員会としては、次年度については常設委員会を組織しない方向とすることを提案する」旨の説明がなされた。

(議長) より質問・意見がないか。確認がなされたが特に質問はなく、次年度については執行部提案通り常設委員会を組織しない方向で決定した。

(高木副理事長) より「委員会体制の見直しに伴い定款細則の変更の作業があるため、次回理事会で審議していく」旨の補足説明がなされた。

#### 4. 審議事項

##### 二日市北小学童保育所 特別加配要望書提出について

(議長) より資料の配布があり、19時55分まで資料を黙読するよう指示があり、その後二日市北学童理事からの説明および執行部見解を説明する旨が伝えられた。

(二日市北学童・中村理事) より『平成26年3月24日～3月31日までの1週間特別加配をつけていただきたい。理由としては現在支援児が2名いるが、気になる児童も多数おり、マンツーマンでの対応が必要な児童もいる。支援児に正規指導員1名が付くと、他の児童に対して手薄になり、子どもへの安全管理も心配される。施設も手狭になっており子ども達への安全管理の為にも加配指導員1名をお願いしたい。』旨の説明がなされた。

(議長) より「二日市北学童からは、当初、春休み期間中3月24日から定数増による学校施設利用に

よる保育の要望が出されており、法人としては、同案件を提示されていた原田学童と二日市北学童の「学校施設利用」について子育て支援課を通じ、教育委員会、学校と協議して頂いていた。ところが、二日市北学童保護者会では、春休みからの要望を出していたにもかかわらず、学校施設利用を4月1日からとすることを決定されており、主任に、後になって「やはり3月24日からお願いします」という事は出来ないが良いか？と確認の上、4月1日からの学校施設利用に変更した経緯がある。したがって、執行部としては、3月31日までは、学校施設を利用した「分館保育」の必要性がないものと保護者会で判断されたと理解している。また、二日市北学童から提出された要望書によれば、支援児を2クラブに分館されての特別加配要望であるが、加配指導員は手帳保持の支援児2名に対して1名というのが大前提である。ゆえに、執行部としては2人の支援児を学童②で保育頂き、55名の児童を正規指導員2名・非正規指導員1名・バイト指導員1名。学童①は正規指導員2名・バイト指導員1名で対応して頂くべきと判断する。よって、執行部は特別加配要望書については賛成いたしかねる。諸般の事情を理解頂き審議して頂きたい。」旨の説明がなされた。

(田上副理事長) より「3月24日からの分館保育で職員の配置計画も出来ていたはずであるのに、4月1日からの利用と決定した理由を知りたい。」旨の質問がなされた。

(二日市北学童・中村理事) より「4月1日から非正規指導員の人数が増えるのか。」との質問がなされた。

(専務理事) より「児童数の増加に伴い非正規指導員の人数も増える。」旨の回答がなされた。

(二日市北学童・中村理事) より「学童①と②は地域別に分けているためそれぞれに在籍している支援児をまとめることは難しい。分館保育で正規指導員を学校施設のランチルームに配置、支援児に加配指導員1人を配置すると、支援児は担当指導員でなければ難しい面もあるため、本来の保育が手薄になる。」旨の説明がなされた。

(田上副理事長) より「そういったことが想定されるので、季節バイトを2名つけられる3月24日からの分館保育にしなかったのはなぜか。」旨の質問がなされた。

(高木副理事長) より「分館保育にして学童①学童②ランチルームの3クラブに児童を配置した際、市の予算でアルバイトが付き、指導員は2名ずつつけられることは主任も周知しているはずであるのに、特別加配を要望するのは如何なものか。」旨の意見が述べられた。

(田上副理事長) より「非正規(加配)指導員の人件費は市の予算から出される。特別加配の指導員人件費は全ての保護者から頂いている保育料から出されるので、理事会で諮問し要望を決定している。再度、分館保育を4月1日からとした理由を聞きたい。」旨の質問がなされた。

(二日市北学童・中村理事) より「主任、会長と詳しく話しておくべきだった。話し合いが足りて

いないためこの場で明確な回答が出来ないことを申し訳なく思っている。」旨の回答がなされた。

(田上副理事長) より「特別加配を前提とした配置は認め難い。執行部案の配置で対応して頂きたい。支援児 2 名に対して加配は 1 名が前提である。」旨の意見が述べられた。

(高木副理事長) より「地区分けや、グリーゾーンの児童の対応も大事だが、要望書を出せば、通るということを前提に提出したのではないか。また、配置に係る人件費等の仕組みについて主任は分かっている筈である。本件の学校施設利用による保育の要望は執行部と支援課、支援課と教務課、教務課と学校、それぞれの信頼に関わる問題である。このような事案であるからこそ専務理事が窓口となって学童側と連携を図りたいところだが、それが十分学童側に理解されていないのではないか。」との意見が述べられた。

(横田理事長) より「これまでの経過から二北保護者会が本件事案に関しての認識が足りていないように思われる。その原因が保護者会に対する主任の説明不足であるならば、職務怠慢であり認識が不足しているのであれば主任としての能力の不足は否めないのではないか。子供の安全上必要なものは出さなくては行けないので理事会の決定に委ねるが、市からの予算が出るのを断って、現在予算オーバーしている特別加配の予算からを出すというのはどうにも腑に落ちない。理事会の決定により予算執行の結論であれば、認識の不足に至った顛末について報告を求めたい。」旨の意見が述べられた。

(議長) よりこれまでのことについて質問・意見はないかと確認がなされた。

(原田学童・岡理事) より「ここまでの話で、自分たち理事の認識の甘さを知った。市の予算の使われ方、保育料の使われ方を理事はもっと知るべきであると思う。今後、法人は理事に力を入れなければならないと思う。」旨の意見が述べられた。

(二日市東学童・仲佐理事) より「今回要望を出した側と法人が、理事会の場で確認し合うのではなく、もっとコミュニケーションを取っておくべきだったのではないか」との意見が述べられた。

(高木副理事長) より「当然、事前調整も出来たが、執行部で調整してしまえば、理事会本来の意味がない。経営を理解して頂くためにも、今回の審議は必要であると判断し、審議事項とさせて頂いた。」旨の回答がなされた。

(田上副理事長) より「執行部には理事会への議案提出権があり、執行部判断で要望を取り下げることでも可能であるが、法人として理事会で諮問し判断したほうが良いと考えた。」との意見が述べられた。

(二日市東学童・仲佐理事) より「3月24日からの分館保育は無理なのか。」旨の質問がなされた。

(田上副理事長・高木副理事長) より「一度4月1日からに変更しているので、市としても厳しいと思われる。保護者会が法人を通さず、直接、市にはたらきかけるのは道理が通らないので、そこは保護

者会も理解して頂きたい。」旨の回答がなされた。

(二日市東学童・武藤理事) より「4月1日からのランチルーム利用において、季節バイト2名が確保されているとの理解でよいか。」との質問がなされた。

(高木副理事長) より「4月1日から季節バイトで対応できるので特別加配の要望は出ていない。」旨の回答がなされた。

(二日市東学童・武藤理事) より「4月1日からランチルームの利用にあたり季節バイトが市からの予算で2名当てられると言うことを主任は周知で、その旨が保護者に説明がなされていたのか。説明がされていれば、このような問題にはならなかったはずである。保護者は、児童数に対する指導員の配置数などは分からないため、説明がなければ知る由もない。主任が保護者に説明したのかどうかの問題であると思う。保護者に説明が徹底されていれば執行部とのやり取りも成り立つと思うが、その説明が不十分であったならば、主任としての仕事が出来ていないのではないか。」旨の意見が述べられた。

(横田理事長より)「主任からその旨の説明があったのか。」旨の質問がなされた。

(二日市北学童・中村理事) より「主任と会長の間では話が出来ていたと思われる。要望書を出したことと、この案件について理事会で協議をしてきてくださいとの連絡を受けたのは前日であった。4月1日からランチルームを利用して分館保育をする話は聞いていたが、3月24日からの利用を断った話を聞いた記憶がない。」旨の回答がなされた。

(田上副理事長) より「保護者会や役員会を開いて決めてないのか。」旨の質問がなされた。

(二日市北学童・船岡理事) より「特別加配の要望書を出すという話は聞いていたが、要望書を提出したという話を聞いたのは前日であった」との回答がなされた。

(田上副理事長より)「要望書を提出する手続きを役員会等ではとっていないのか。」旨の質問がなされた。

(二日市北学童・中村理事) より「前回提出した要望書は保護者会で説明があつて出された。」旨の回答がなされた。

(高木副理事長) より「当初文書でやり取りをした際に、春休みからの分館保育の要望を受けて、法人は支援課との協議を進めるという回答を出したが、その後4月1日からの学校施設利用ということに変わった経緯が保護者会で協議されたのか、主任と会長で決定され、役員会には報告という形で4月1日から分館保育が出来るとい話が流れてきたのか。」との質問がなされた。

(横田理事長) より「主任が会長に説明をしたのかどうかをこの場で理事に質問しても結論が出ないの

で、この点に関しては後日、主任・会長から詳細を聞く必要がある。保育においては、児童に迷惑はかけられないので、ここは特別加配をつけるのか、つけないのか判断をする必要があるが、本来ならば行政からつけて頂けるところを、赤字になっている予算の中、保育料から特別加配をつけることになる。田上副理事長から説明があったとおり、今回の件はある程度、執行部対応で学童と詰めることはできるところではあったが、理事会で諮問することが大切であるため、審議事項とした。今後、こういった理事会で審議する姿勢をしっかりとさせていくことが大事であると考えて。」旨の意見が述べられた。

(高木副理事長) より「要望書に添付されている支援児児童の様子について見れば、十分な支援が必要な児童もいるが全体を見たときに、現指導員の配置で対応可能ではないか。」旨の意見が述べられた。

(原田学童・岡理事) より「昨今の学童は規模も大きくなってきていることもあり、指導員の保育も大変になってきていると思われる。一案として、保護者参観のような場を設けてはどうか。保護者も現場の実情を知るべきであるし、指導員と保護者が共感できる場を持つのも大切になってくるのではないか、NPO 法人であることを保護者一人ひとりが理解しなければ、今後 NPO は弱くなっていくと危惧される。」旨の意見が述べられた。

(横田理事長) より「保護者も指導員も大変な中で、協力して育児に携わっていくために、‘子どもと共に育ちあう’ことが大切である、というところから昨年度「つくしっ子ネットワークの理念」を制定した。お互い協力し、知恵を出し合っていく必要があると思う。そういう土壌（文化）が理念を基礎に育っていけばよいと思う。」旨の意見が述べられた。

(議長) より十分議論が尽くされたと判断し採決に移る旨が伝えられた。

採決の結果、特別加配要望を認める挙手は 6 名。出席数 24 名（委任状提出者含む）3 分の 2 に満たなかったため、否決となった。

(高木副理事長) より「指導員対応、保護者対応、専務理事対応で 3 月 24 日からの 1 週間の保育が出来るよう対策を取って頂きたい。また、今後このようなことが繰り返されないよう相互の確認を十分にして参りたい。」旨が述べられ審議は終了となった。

(議長) より配布資料は個人情報保護の観点から回収することが伝えられ、資料は回収された。

## 5. 連絡・報告事項

(専務理事) より、以下の連絡・報告がなされた。

《代表者会議について》

平成 26 年 2 月 22 日（土）の代表者会議の開催にあたり、参加予定者が多い為、公共交通機関を利用して来場するよう依頼がなされた。

《慶弔規程について》

慶弔規程については、法人にも「慶弔規程」が定められており、財源が同一であり、二重払いが発生するのを防ぐために、保護者会規約等に「慶弔規定」や、規程がある保護者会は次回の保護者会総会にて「削除」または「廃案」の手続きを取るよう指示が出された。

《指導員任用採用試験について》

正規指導員退職に係る正規指導員の任用・非正規指導員採用試験を2月1日に実施し、正規指導員3名任用・非正規指導員5名の採用が決定し、指導員の異動内示については、3月1日に行う旨の報告があった。

《総会資料の委員会報告原稿について》

5月総会資料の委員会報告原稿について12月理事会の中間報告をもとに、執行部で素案を作成し4月理事会で提示、中間報告以降の委員会まとめを3月末までに事務局に提出いただき、決算資料・事業報告と共に審議いただきたい旨の説明がなされた。

《2月22日（土）懇親会について》

2月22日（土）懇親会について、現在、理事の参加申し込み受付をしている。学童間、保護者と指導員間の親交を深める良い機会でもあるので、多数の参加をお願いする旨の依頼があった。

（専務理事）より、次回理事会は4月19日（土）19時30分から二日市東小学童で行う旨の確認がなされ、散会した。

20時55分終了